

地方公務員災害補償基金定款の一部を変更すること 参照条文

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）	1
○地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（抄）	1
○地方公務員災害補償基金定款（昭和四十二年自治許第五百九十一号）（抄）	2

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）

（費用の負担）

第四十九条 基金の業務に要する費用は、地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者については、都道府県。以下同じ。）及び地方独立行政法人の負担金その他の収入をもつて充てる。

2 前項の負担金の額は、定款で定める職務の種類による職員の区分に応じ、当該職務の種類ごとの職員に係る給与の総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用その他の事情を考慮して定款で定める割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額とする。

3 前項の給与の総額とは、給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問わず、地方公共団体又は地方独立行政法人により支払われる給与（退職手当を除く。）の総額をいうものとする。

第五十条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、前条の規定により負担すべき金額を、総務省令で定めるところにより、基金に払い込まなければならない。

○地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（抄）

（概算負担金の納付）

第四十二条 地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）は、毎会計年度の初日（新たに設置された地方公共団体等にあつては、当該設置の日）から四十五日以内に定款で定めるところにより算定した概算負担金を、基金の定める事項を記載した報告書に添えて、基金に納付しなければならない。

（概算負担金の追加納付）

第四十四条 地方公共団体等は、会計年度中途において定款に定める割合が引き上げられた場合には、基金が総務大臣の承認を受けて定めるところにより、概算負担金を基金に追加納付しなければならない。

（概算負担金の分割納付）

第四十五条 地方公共団体等（当該年度の十月一日以降に新たに設置された地方公共団体等を除く。）は、基金の承認を受けた場合には、第四十二条の規定による概算負担金を分割して納付することができる。

2 前項の規定による分割納付は、四月一日から七月三十一日まで、八月一日から十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの各期（当該年度において、四月二日から五月三十一日までの間に新たに設置された地方公共団体等については当該設置の日から七月三十一日までを、六月一日から九月三十日までの間に新たに設置された地方公共団体等については当該設置の日から十一月三十日までを、最初の期とする。）に分けて行うものとする。

3 第一項の規定により分割納付をする地方公共団体等は、概算負担金の額を期の数で除して得た額を各期分の概算負担金として、最初の期分の概算負担金については、その年度の初日（当該年度の四月二日から九月三十日までの間に新たに設置された地方公共団体等の最初の期分の概算負担金については、当該設置の日）から四十五日以内、その後の各期分の概算負担金については、それぞれその前の期の末日までに納付しなければならない。

4 第一項の規定により分割納付をする地方公共団体等は、前条の規定による追加納付に係る概算負担金を、基金の承認を受けて定める方法により、当該納付の義務の生じた日以後に係る第二項の各期に分けて分割して納付することができる。

（確定負担金の報告等）

第四十六条 地方公共団体等は、毎会計年度の終了（消滅した地方公共団体等にあつては当該消滅の日）後六月以内に、当該年度の決算に計上された定款に定める職員の区分ごとの職員に係る給与の総額に定款に定める割合を乗じて算定した確定負担金の額、その他基金の定める事項を記載した報告書を基金に提出しなければならない。

2 基金は、地方公共団体等が納付した概算負担金の額が確定負担金の額を超える場合には、その超える額を、次の会計年度の概算負担金又は未納の負担金に充当し、又は還付しなければならない。

3 地方公共団体等は、納付した概算負担金の額が確定負担金の額に満たない場合には、その不足額を第一項の規定による報告書に添えて、基金に納付しなければならない。

#### ○地方公務員災害補償基金定款（昭和四十二年自治許第五百九十一号）（抄）

（負担金の割合等）

第十七条の二 法第四十九条第二項に規定する定款で定める職務の種類による職員の区分は、別表第二上欄に掲げるところによるものとし、当該区分に基づく職員の範囲は、業務規程で定める。

- 2 法第四十九条第二項に規定する定款で定める割合は、別表第二上欄に掲げる職員の区分に応じ、同表下欄に掲げる割合（その割合が次項の規定により引き上げられ、又は引き下げられたときは、その引き上げられ、又は引き下げられた割合とする。次条第一項において同じ。）（業務規程で定める地方公共団体等にあつては、業務規程で定める割合を加算した割合）とする。
- 3 略
- （経理単位）
- 第二十四条 基金の経理単位は、普通補償経理及び特別補償経理とする。
- 2 普通補償経理は、次項に規定する費用以外の費用を経理する。
- 3 特別補償経理は、業務規程で定める地方公共団体等の職員に対して行う休業補償及び休業援護金に要する費用（療養のため勤務することができなくなつた日から起算して三年を経過した日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）並びにこれに附帯する事務に要する費用を経理する。

別表第二 （第十七条の二関係）

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合
義務教育学校職員	千分の〇・九〇
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の一・一六
警察職員	千分の三・一六
消防職員	千分の二・三三
電気・ガス・水道事業職員	千分の一・九五
運輸事業職員	千分の一・八六
清掃事業職員	千分の三・四三
船員	千分の三・七七
その他の職員	千分の一・〇九